新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

(委託契約に含まれるべき事項) (委託契約に含まれるべき事項) (委託契約に含まれるべき事項) ((委託契約に含まれるべき事項) (((会第六条の十二第三号の第2) ((((会第六条の十二第三号の第2) ((((((((((((((((((((((((((((((((((((	改正案
(委託契約に含まれるべき事項) (委託契約に含まれるべき事項) (委託契約に含まれるべき事項)	現

## (7) 廃電気洗濯機

ホ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

き事項)(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべ(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべ

まで、 学院棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものでよりその例によることとされる令第六条の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるもの、 学院棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるもの、第八条の一の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるもの、 学院棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるもの、第八条の一、第八条の一、第八条の一、第七号及び令第六条の十五第二号の規定 第八条の十六の三、第八条の四の二(第五号に係る部分を除く。)

二 その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべ

き事項)

ま物処分業」と、同条第四号、第六号及び第八号中「産業廃棄物 実物処分業」と、同条第四号、第六号及び第八号中「産業廃棄物 で定める事項について準用する。この場合において、第八条の 四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃 四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」 の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定 第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号に係る部分を除く。)